貞丈雜記

五之下

ワ 3
6592
10

門ワ 3
6592
巻 10

○水干たりらびは着るる図　盤領

左右とも斗かくのごとくうらびのうえのかどを内へ折入て着る事もあるあり

古画よめ此右の肩の上より
左のうきへ紐のもぢかいまりたるハ水干と心得て

昭和十九年四月五日
貴族院図書寮
二上伊士武贈

一水干の袴も垂垂のごとく長袴也地も色も上下同しあひ引のあるきくとぢの字を二つづゝ左右へ分るゝ割は絵書も不及なり仕立垂垂の袴は贅の形

一長絹（キヤウケン）本名長絹の直垂也の仕立振垂垂のめしは贅なれハ袖ゴミを有り細左ハ長く右ハ短し地ハ平ぐしまたは紗（シヤ）綾（チリ）なども有る定る事なり

色も定まるゝハ白を用る薄とぢハ水干のめしなを分る但し二つ分る後は三所分なし四所分なしきくとぢひもの色ハ定地袴も垂垂の袴は腰（ヨリ）も長天あひ引のあるきくとぢのあさ二づゝ左右へ分る茶の袴目左右腰（ヨリ）も長天二寸程下げて二つ四つ分る袴腰の板も垂垂の袴のめしは武家は云いまし絹は黒あり長絹（チヤウケン）平絹（ヘイケン）

宮町記ニ云将軍家伝判御下知の直裝束長絹ノ直垂トアリ

長絹ノ裝束平家物語は見ヘり

長絹ノ形衣古今著聞集見ヘり

長絹ノ衣太平記は見ヘり

云絹は長絹を云絹は絹ヘり

東海道ニ長絹二十疋長絹卅疋ナド、云事所ゝ見タリ

絹ノ名ハ明也

○後世長絹ト云絹ハ平ナキ二仍テ紗生絹等ニテ作ル也曽我物語巻四

○

長絹（チヤウケン）前

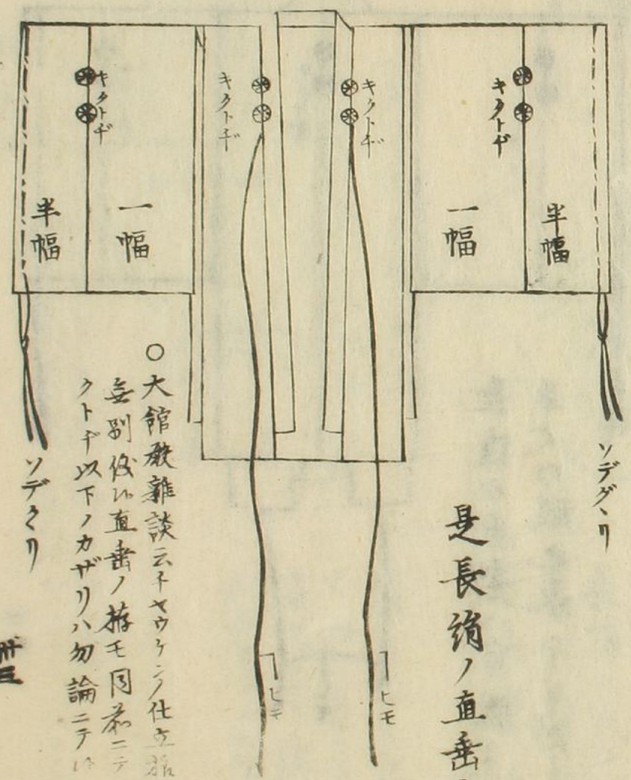

○大館歌雑談云ヲトウケンノ仕立振ノ垂垂ハ直垂ノ袴モ同前ニテハ無クトヂ以下ノカザリハ勿論ニテハ

是長絹ノ直垂也

蘇絹（ソケン）細絹（ケイケン）是也ける恵命院僧正宣守の足利代の人書れし海人藻芥（クズ）と云書あり裝束の書絹ハ右の長絹と云絹を絹と名ぶくとハ一つ是を書絹の垂垂と云

王祐經二逢シ条二ヲ
ぎうけんのひくくれを
れも長をぬ子もの
ぎのをすてさくとぎ
してこあくむさま
ふあぶこをとを〜
くれハ〜

○西三条殿東妙ニ元服以前用之菊トヂトテ黒キフサアリ地ハスハシニテモ紗ニテモ色白シ

○長絹後

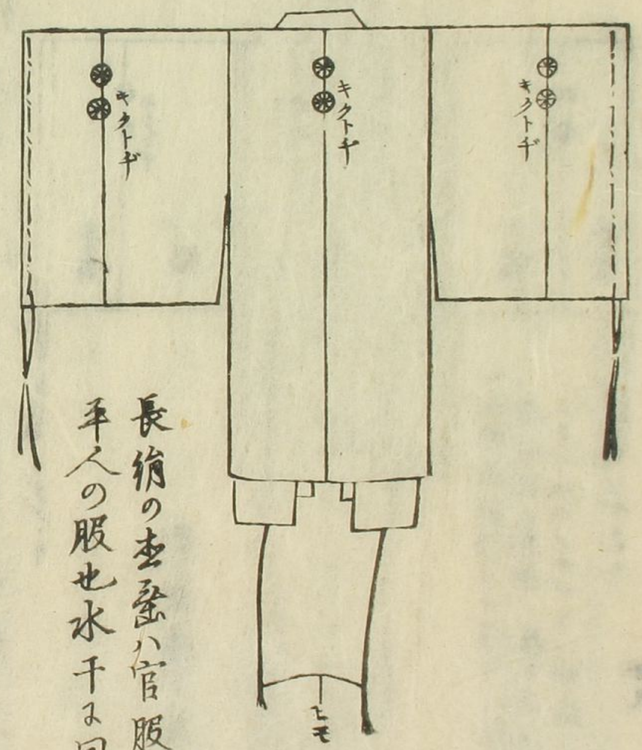

長絹の左蟹ハ官服ハ右
平人の服也水干ハ同し類也

一長絹の袴ハ前ハ記もごとく左蟹の袴ハ同しあい引ハ
を二ツ付る絹ハ長と不及

○長絹紐結様（ヒモムスビヤウ）

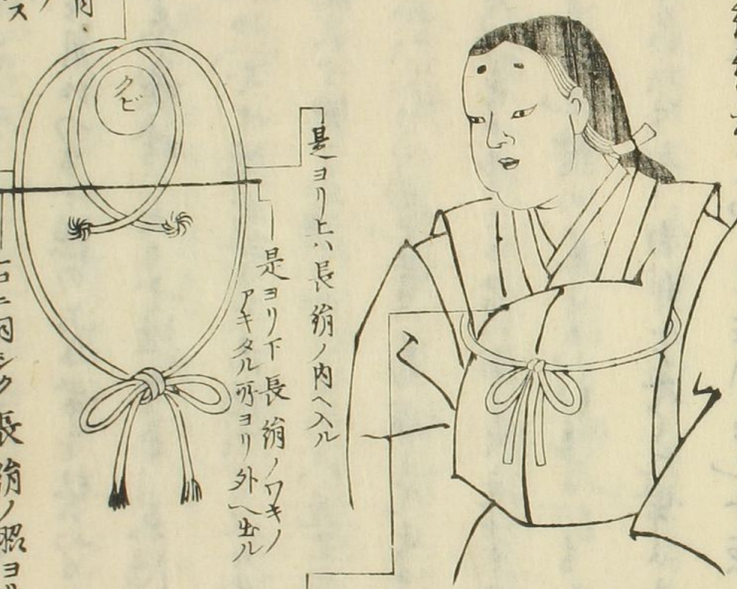

以前の結ひ様ハ左右のひもを出絹のふところの間ふて左右の紐をとりちがへてくびの後を引ハ〜ぬ〜ふり長絹の左右の服より外へ引出して左右をとり合せて結ふ事もあり

ぬきこの不ハどんをとりて画ごのきこるハ絹〜あ紐より紐出てもぬもぬぬもぐのひもあるべ

京師諸家ノ所藏ニ以敵ス尋松田丹後ノ貞秀十徳ノ藏タリ空永ノ火災ニカクル可惜布ヲ以造リ身長三尺後一幅二幅ナレカ廣一尺四寸襟廣一寸分大頸廣下八寸袖廣一尺五寸おタレ二尺一寸袖積長一尺九寸廣上四寸下一尺其製縫腋人欄ノ如シ帯平紐廣三寸長結頭ヨリ[illegible]レテ知レス云〻

一十徳（ジウトク）のる事〻ゆゑ云いす〻ハ葛布（クズノヌノ）あり白〻てもあり〻てもあり〻て用いつる十徳の上よ常を付つる事云人多ハ犬追物の時ハ素襖袴の上よ十徳を着〻直垂を掛せられて家よび入られ申〻て十徳をぬぎて直垂をきて出申〻ぞ申〻云〻

貞衡云十徳ハ素襖のめ〻もあふ尤の服あきうゑ〻十徳を服をぬひ申さぐ掛也昔ハ葛布ばかりもてる下〻の者ハ布ばかりもてる也中間小者興ゆきあぐ者也侍の着もてるハ麻ばかりもあるのめ〻也この着もてるハひもの〻白布を巻て常よ巻也又白絹をも用ひ給より廻〻て結ひ給也十徳を中百小者着るとき

下よハ四幅袴を着る也そ上よ十徳をうちかけて常をもる也十徳よ紋ある事素襖のめ〻きてとぶらもるあり貞丈云今

警（イヒヤ）者の着る十徳もかハ同〻物〻

一もろ〻ち十徳ハ仏禁制の内也と第〻ゆ書よこゝ元ろうもろ〻ち十徳とハ中よ袴を着せず〻て中常ばかりて中常ト ハ小袖の上よ着る常〻十徳を着さるをもろ〻ち十徳と云下よ袴を着て上よ十徳をそあり着よきさるハもろ〻ち十徳ばかりハあきさ〻武雜記云〻

一布衣（ホウイキ）記よ云白布を十徳の常のめ〻平ゞけ〻て云〻康富日記よ云文安四年四月九日条十徳袴云〻ブンセウ草紙絵奏物 土佐古画

は輿このきノ夫モエキの十徳又淺黄ヨコモチ筋黒ヨロ引ヲ是

侍エボシヲ是ヲ袴ハ不是ヲ

○十徳前

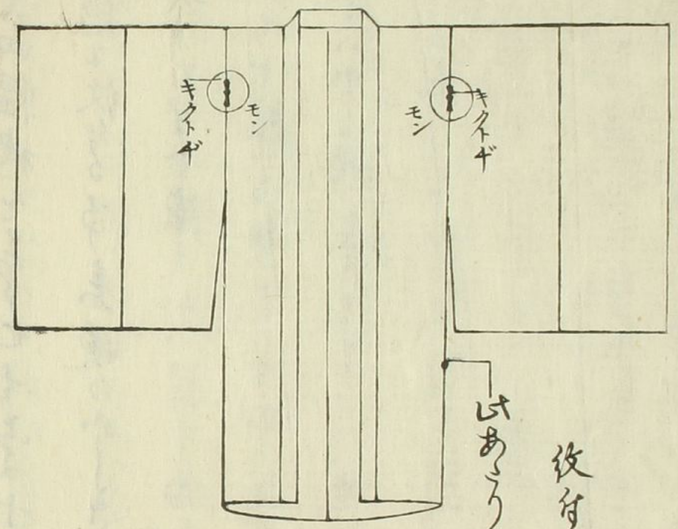

紋付ザルモあり

ハあうより下をぬひ付て也

侍の是ハ胸ヨ紐あり

もとハ袴の外へ出して是ハ白き帯をもちる也

○十徳後

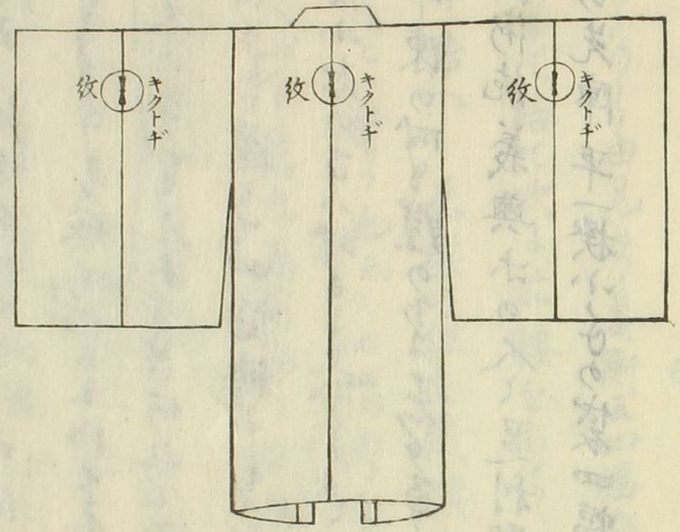

私刀記云公方様ハ糸宮
出出立ノ事 内十徳 内小
袴何も色ハむらさきノ
内紋桐を付ハ仍ハ供
元出立ノ事 同十徳小袴
十徳のたけハ常より長し
十徳の上ヨ帯をして腰あて
をして太刀をはきうら
ばを付ヲ結ひて
うらあてとハ
引表のるく

一四幅袴の事 貞衡云四幅袴ハ第二幅後二幅ある故四幅袴
と云長サ膝ヒザカシラ迄也もとをかせぐ事ハ二ツ菊

とぢ糸の草ハ赤やうぶ草又ハ草也袴の色ハ不定濃い柿(カキ)杉
よ紋をなてもよし 後腰ハ(腰板のごとく) 前後ともに紋をなし
一ツ紋ハ紋をなすもいと中間山ぢのうあるあるも
付るきるるも蜻川記ハ云ハもうあるよ四幅袴ぢを著
ハ時ハのるのちんあさぎ白ハ書札雛ハ少也
云ふるき道とて四幅袴ふそぐちとるるもべ〳〵ず
中ハ小ぢのるハ時よるべ〳〵云ふ右侍の著る時のるを云
又軍陣の時ハ羅のるるるるるる大平記武蔵ハ義宗
左兵衛佐義興ハの人ハ足利殿と武蔵野ハ戦ハ時将
軍の先陣平一揆ハ小ぢの袋四幅袴笠ぢハ一云ふ

皆赤ハ〳〵由見ハう貞衡云四幅袴著るハ先後腰を當(アテ)
て著ると結て次ハ前腰をあて〳〵紐を後ハ廻〳〵又ハ廻ると
著ると結〳〵前腰の紐を後腰の外へうけて廻ると先の袴
の前結とハ聲る也云〳〵四幅袴合ハ世ハ用ざる物ある故知
ざる人少〳〵ハ出萬用抄ハ假袴(ケニヤウ)(ハカマ)袴とハ四幅袴のるる

四幅袴前

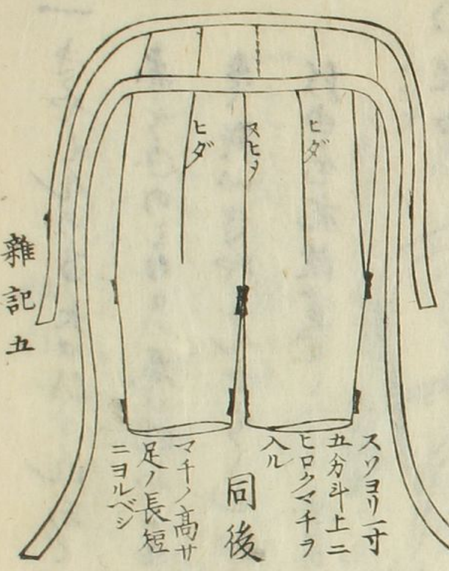

同後

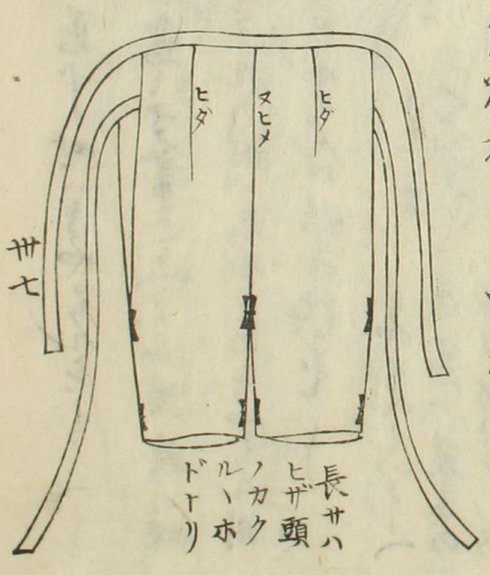

一きやもんの事大口ひらゝれあゞ長する時ハきやもんをもくゝ
赤もゝ子の事ハ尾籠なる由条〻少書ようゝ四幅袴の時
条〻袴ハきやもんをもくゝ也ゆゝしくゝれの時ハもゝのきやもん用
ハ由也流故実ようゝ昔のきやもんの形ハ純ゞ長〻

○脛巾（ハバキ）

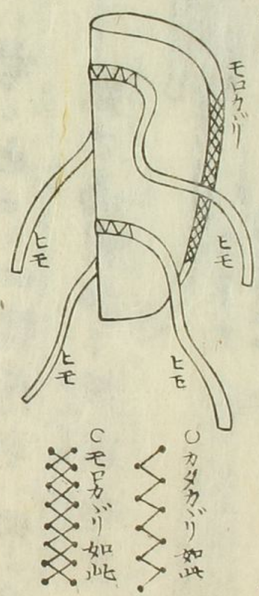

きやもんもいろ〻
武家の装束の
方ハ用ゆる事の
故記ス

一京都将軍の法装束ハ衣文（エモン）をバ高倉藤中納言殿附て家〻
ら〻れ〻由東山殿年中行事ハあり正月元〻白きハ也蛮
高倉殿より調進せられ〻由条〻少ハ見ようゝ法成の時ハ高
倉殿ハ上ようゝ

公方様の法供すゝも引さゞりてすゝる是ハ法衣文の
事ハ条〻れひよ〻年中法大名ハ法成記ハ見ようゝ

一行膝（ムカバキ）ハ古の人ハ今の人ハ袴ハ長ゆゝ常ハ長〻ゆゝ中射手方
具足秘伝ハ見あり長ハ馬ハのり様ハ必長〻ゆゝ也

一行膝（ムカバキ）ハやたゝびやゝとそ鞠のあゝる所〻別の草をゆる物〻と
いふ人ありやたゝびやゝといふる旧記ハ見えずそれハ似ゝる事
もあゝいぶの〻ゝ流用ゆゝ又行膝をもきて男ハ女方の腰
まあけもきりと云説あり流ハ見〻ゝ用ゆゝ

一ちの間行膝（ムカバキ）と云ハ神事ハ行膝の射犬追物笠懸や
ぶさめ射る時ハ行膝ハむりもきの中ハ白毛のかゞ毛ぢ
ひハ切てもくを云也笠懸少ハ射手具足秘伝の事見〻ゝ

やたゝびやゝと云ものハ射手方
ハ用ゆるきものあり

一 弾正の官ハ行騰のことなれども泥障鞦韆なども熊皮を用るゝ是ハ武官の色と

光夫補入
犬追物説に曰行騰ハ鹿の皮を用る事可心若年の人ハ毛色のうすきを用い老年後毛色のこきを用るゝ中略鹿ハ四月ハ毛ぬけ代りて白星あぶやらう出来て夜の末おハ毛長く赤き

一 ぬり行騰と云ハ麻の毛皮をうるゝふて黒くぬりうるゝ 白星ハ残スベシ

一 日り合せの行縢と云ハ麻の皮と虎豹の皮とを縫つぎ合せうるを云又鹿の夏毛と秋毛をつぎうるを云 射手具足秘伝ニ委シ

一 然の皮の行騰ハ弾正の官の人あるでハふ用ゐ虎豹の皮ハ公方様又ハ三職の方あるでハ用ゐぬゝ 射手具足秘伝ニ委シ

○犬追物図説を以て光夫此図を補入也

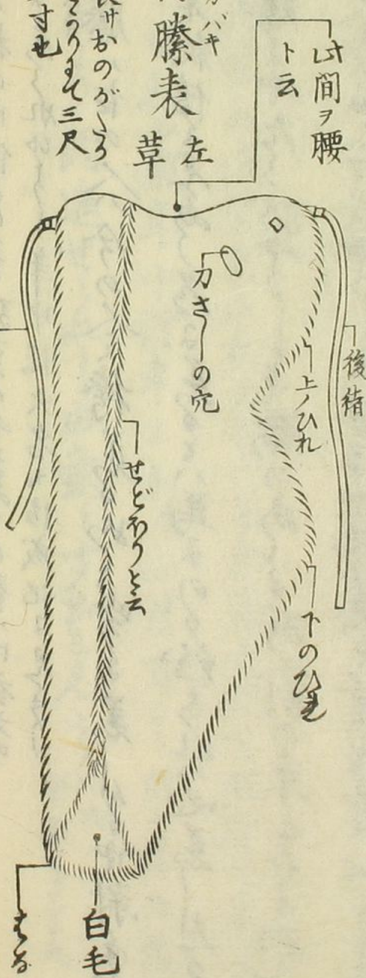

さて色ゝ紫八月ハより又毛ぬけかわりて赤みつよくありて冬毛ある後黒ゝさして後ハ冬のあを毛のごとくまぜあゝ夏毛といふハ春ハ冬ありて毛のぬけ代りする時えぎさる皮也その色うすく花やうある故十五六歳の少年の人用ゐ夏毛の秋ハけさゝといふハ秋ハ冬毛のぬけ代りする時えぎさる皮也夏の古毛ハ長く秋の毛ハ短くせまじくてあるをもせ物りなる裏毛をむきありてのゝるあり是をむき毛と云毛といふ夏ハこき赤十七八より二三十以上此年の人用ゐ秋二

○同 右 草

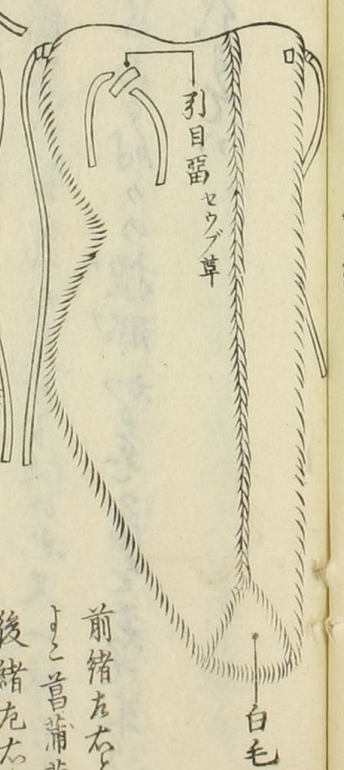

○同裏 右 草

○同 左 草

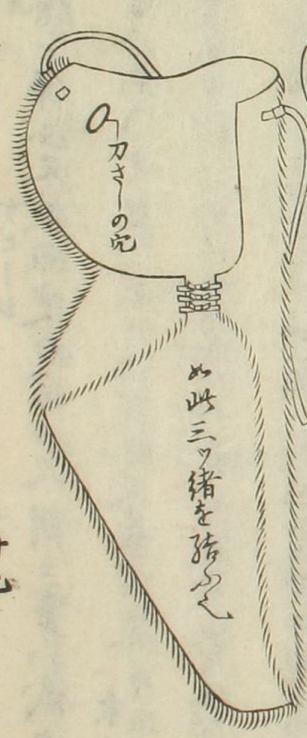

前緒左右とも菖蒲草
後緒左右とも菖蒲草
たて菖蒲草
本式也黒草 フスベ草ナドハ略儀ナリ

毛とつぶハ所ハ其毛の秋うつるを日おく二不
まあらい秋二毛の毛きといふを毛
まりてずまゝ
さしくるひそ
ぎうる皮へその
色変毛の秋ケ
しくといひすり
まらきかゑ六十
以上老年の人用
之秋毛の冬ケ
て毛きといふハ
只此秋二毛の毛
きと日おくこと

夫木抄ニ権僧正
公朝 冬の雪まよ
おち来ともる犬
うひのうちのハ
ろ鍋ハうるもお
そろ〜
又行基菩薩の
歌よ 陸奥ぐる
俳行よ出〜りい
まそのゑ毛れこそ
ぬひ〜そのかそ
まそのゑ マウクダルハ誤テクダル也

一熊の皮(クマカハ)行縢(ムカバキ)を弾正又検非使(ケビイシ)の官の人用る事ハ武家ハ定る事ハあらぬ禁裏の位定也尺素往来一条兼良公作の也
行縢の事を書ひ〜ハ霜臺廷尉者熊皮尋考之可記
霜臺廷尉(サウダイテイイ)ハ弾正(ダンジヤウ)と検非使モ法ニワムキタル者ヲ糺シテ刑罰ヲ行フ官ナル故威勢アリテ人ヲソル、也熊ハ猛キ獣ナル故威勢アリソレヲ賞義シテ弾正検非違使ノ行縢ニ用ル也
泥障ニ用ルモ同シ意十リ平人ハ熊皮ハ不用也
かゞ袴と云ハ草の袴也古人ハ長々る也入唐記ハ鞨(カハバカマ)
おどすて沙供の時ハ皆をハ〜べ〜〜ゝ也又一休(イッキウ)ものの
と云草子ものある時ハ檀那(ダンナ)かゞ袴を着て来り
ものの 近代ものハ

有徳院様古きを法なをあされ〜故吹上の法度あど〜
法成の時ハ菖蒲(シヤウブ)草の法袴をあされ〜由是法供奉
人の扮装せ〜れ〜也
一かゞぎぬと云ハ草の胴服(ドウブク)あど〜蜻川記ハ
かゞぎぬあど おのゝ貴人の法衣一条るいのごと
一古将軍家の女房方きぬをめ〜裳(モ)をめ〜袴をめ〜など云事
羅中日記年中恒例記ハ
十二ひとえ
とふ裳ハうしろより
着て手上ハ単(ヒトエ)ハ
ふうきぬを着て扮裳を
雑記五

有徳院様古きを法なをあされ〜故吹上の法度あど〜
法成の時ハ菖蒲(シヤウブ)草の法袴をあされ〜由是法供奉
人の扮装せ〜れ〜也
一かゞぎぬと云ハ草の胴服(ドウブク)あど〜蜻川記ハ
かゞぎぬあど おのゝ貴人の法衣一条るいのごと
一古将軍家の女房方きぬをめ〜裳(モ)をめ〜袴をめ〜など云事
羅中日記年中恒例記ハ
十二ひとえ
とふ裳ハうしろより
着て手上ハ単(ヒトエ)ハ
ふうきぬを着て扮裳を
雑記五

衣を射下の袖のかゝ出る程に上る衣をばゆきをかゝて短くまるゝ五ツ衣ハ五ツ共に同〳〵色目〳〵文ゆゝしうハぎハ別の色に五ツ衣地ハ綾貫也かゝぎぬハ色ツの形のごとゝ但ゆきみゞかゝおハ長くうゝろハ短き物に居のごとゝ

盛衰記ハ葉室大納言時長卿ノ作也シカレバ古堂上ニモ十二單ト云名目アリシ支也田舎朝ニハアラス

○唯心院裝束抄ニモ十二單アリ

○増鏡正應三年むつの月の一日中宮宮ハ中ときの紅梅の十二のゆゞよ同表のゆひとゝ

十二單（ヒトエ）と云名目も古より云ふ〳〵源平盛衰記（巻四十三）女院（ニヨウイン）ハ後れ奉り〳〵と泣焼石と云硯の筥とを左右の脇に袴〳〵入れ給を左に〳〵てつゞきそはよ入るもの中略弥生の末の頃なれハ厳重（フシガサネ）の十二單の衣をめきれ〳〵云〳〵女房の裝束ハ武家の故実にあ〳〵ざれ共旧記に名目出る物〳〵の物といふをもせんるよあ〳〵絵巻をもて考へ参るハ公家の故実考に尋ぬ〳〵

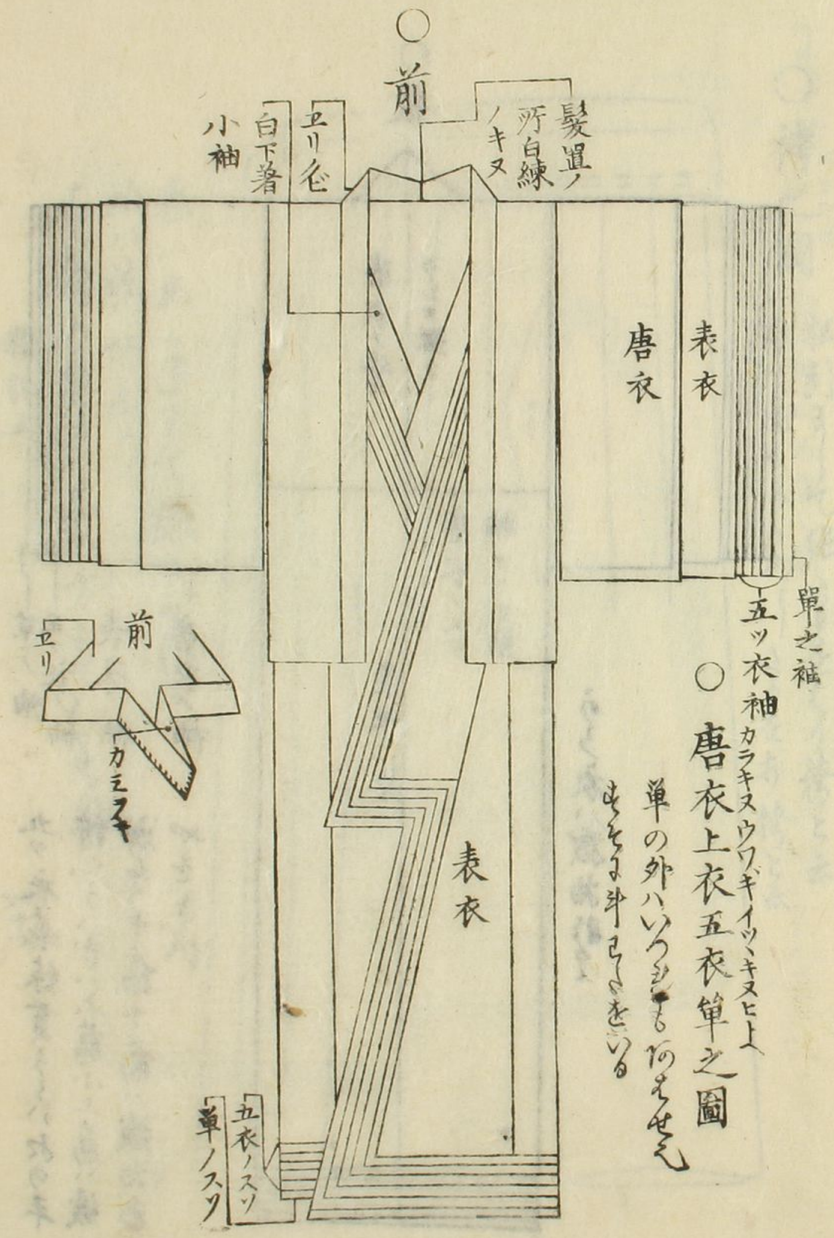

○唐衣上衣五衣單之圖

單の外ハいろ〳〵ものそせ〳〵きるゆ中ときをいる

○後

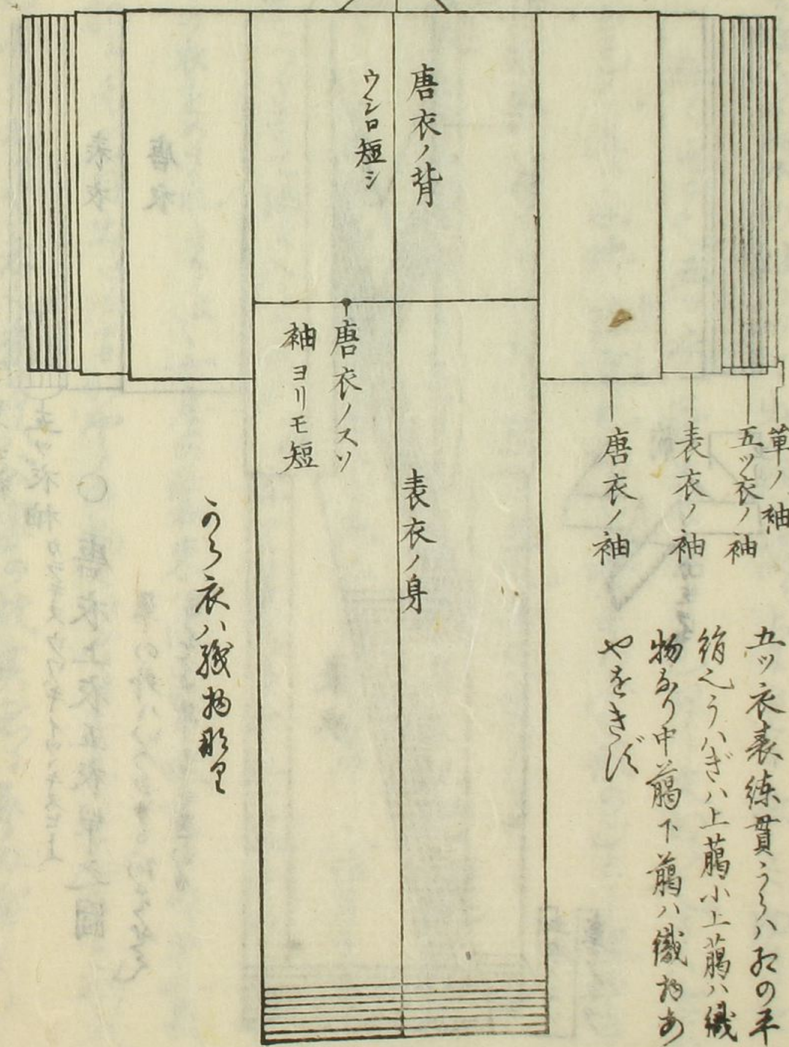

五ツ衣表絲貫うゝハおの平
絹ゝうハぎハ上蔦小上蔦ハ織
物多中蔦下蔦ハ織おあ
やをきゞ

うち衣ハ織物形を

○袴之圖

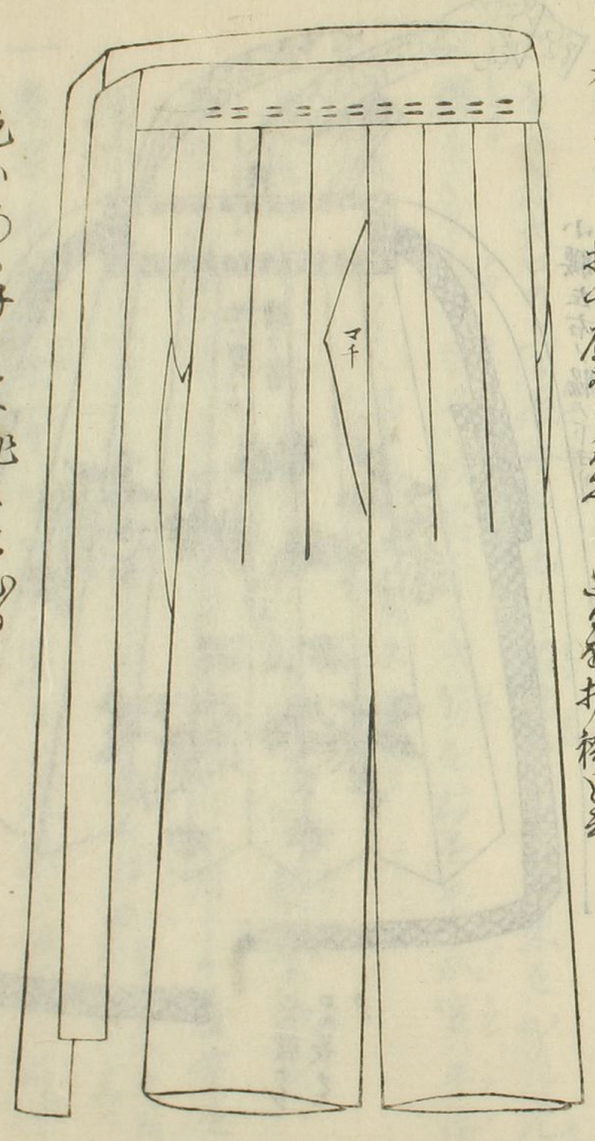

袴引ずして張をきり袴と云
ずして腰をきり袴と云

色ハあ多まて紙ゝをもる
地ハ精好多り
その角のひもハ右の方をもむ

雜記五

○裳之圖

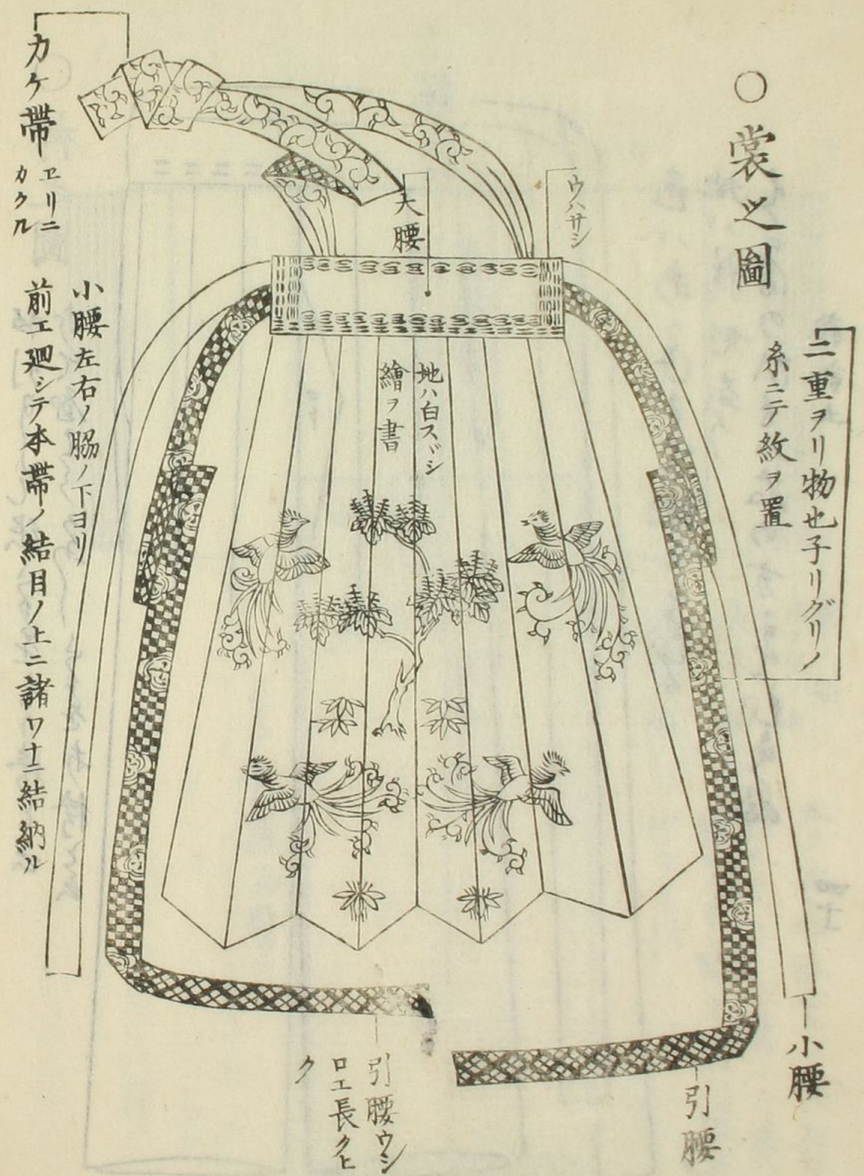

一束帯ハ冠をかぶり単下襲袖を手水を上る袍を召し
を付赤大口の上ま表袴を召し石の帯して装束をかた光
襪をすき靴の沓又ハ浅沓をもき笏を持を云く武官ハ平緒
ゆて太刀をそくし（是ホの装束ハ装束図式と
いふ書ゆ絵図あり公家の装束）

一衣冠と云ハ大祢束帯のめし但衣冠の時ハ縫腋の袍とて
西服を縫ふさきこる袍を必用ゆ表袴を不用して指貫を
用ひ石帯を不用して腰帯を用ひ扇を持也（是ホ装束図
式ゆ絵図あり）

一束帯衣冠垂髪等ハ皆公家の装束也武家の故実ゆ非ず
公家高倉殿山科殿の家ゆ故実あり公家装束の絵図ハ
装束図式と云書ゆ詳ゆ見ゆ（山出板行
ゆあり）仍畧之

一上古ハ東帯あるいは束ねるのみにて結ぶ麻の大のさゞなを
用ゐるのみなりし故裳束の形やうなるあるべし
後白河院の比より衣文とゝのゆ出来て裳束の形とは成る
と也言倉山科あど裳束の家と云るも是より始まるあるべ
天神の巾 エボウシ 影像あどを書くるに今の裳束のごとくこゝろかどを立
ばよかゝハあるべしと天神は当世の延喜年中の比ハ裳束の
形原初なるべし

一袴 ウワキ と云ハ裳束のうちに着る衣のなり又大袴 ヲホウワキ と云ハ袴乃
ちきこれを大と称する物と是ハ着る物とハあるべし人ハ踏
物 今武家の吋服のごとくそれを毎日ハ小く縫て常の袴ハ長く
又小袴 コウワキ と云物あり是ハ女の着る物 裳 モ 唐衣 カラキヌ あどを着ざるハ
小袴をうちかけて着るべしハ袴小袖のゆくまてひろ袖と素もあり地ハ
後ハ云ハ呼吸まてさまくあり

一衣 キヌ と云ハ世表衆のうちに着る物 袍 ホウ 袖ハ縫の仕立小袖のゆくまて袖をハ廣
く縫て袖口を小く縫ひさゞめ長ハさ
ゆ胡曹抄あどに 直衣 ナホシ の下よりきぬのつまの出るあるべし
長くせるつまを出すを出きぬと云べ

一出衣 イダシキヌ と云ハ直衣 ナホシ あどをきる時衣 きぬのあと の先右のそでを出す
表用の指貫を着て腰をゆひ上る衣 キヌ を着て
そで上ハ直垂を着るべし出衣せざる時ハ衣 キヌ を指貫の中へ着
こむべし是秘るべし云し出衣の事 セウシンヒセウ 世俗浅深抄 トウクハ 桃葉 ヨウ 藥葉 オ

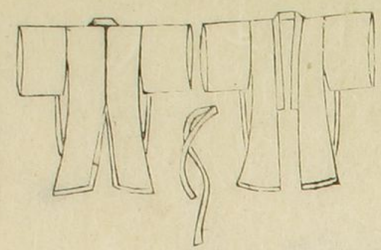

イダシキヌ 出衣ト云ハウシロ肩ノ通リヲ腰ヨリドラワリラヌヒツバケズ両ノ脇ノ下モワリテヌヒツバケズスソノ方五六寸二至テマヒ合スルヽ左ノ如シ

此図彩野問答ヲ以テ光大補入之

ま見こう出衣なる事ハ一説よそおひをかいつくろふ時のるく云し
衣の表と裏の色のとり合せよりて名との名あるもの名も
桃華葉を初め装束抄どるまこと元こう

一 袖と云ハ衣と同し并也但袖ハ衣よりみけ短きゆ袖と名付かハ
草とハ襲のるふ義こもる故アイコメの訓すれアコメと云ゆ

一 腰継（コシツギ）或腰次正書 義教云活元服記ニ白襖（シロアヲ）活狩衣紅活下袴萌黄
活袖は大帷御腰継タテ白活指貫ト見エ物具（モノヽグ）装束抄云腰
継（シツギ）ハ上括之時用之云〻衣服弁覧云下括（ゲヅクリ）指貫ノスソヲ足クビニテクヽルヲゲヅクリト云
ナリ之時ハ下袴ヲ表スト上括（指貫ノスソヲヒザノ下ニテクヽルヲジヤウクヽリト云）之時ハ腰
次（ツギ）ヲ用ユ 腰次とハ生ノ平絹（子ラヌ羽二重ナリ）或ハ布也短キ

白大口ノ如き袴也云〻腰次トハ下袴より短きゆゑ袴の名
をいわて腰次ト云〻るゆ装束要領抄云下袴本儀綾（アヤ）あり
下括の時指貫の下ハ用ユ又腰次とハ布の袴也上括の時
用ユ是も単衣（ヒトエキヌ）等をもさるる時のるく云〻是下袴と
腰継ハ二品あり一品ハ見へくるい誤（アヤマリ）也

一 下袴（シタハカマ）装束要領抄云下袴本儀綾也十五条以前の人濃色（コキイロ）
紅ノ事〻今フジカ子ヅメナリ 十六戈後紅長年の後白色也文定ゆるゆ〻略俗
ゆて近代平絹（子ラヌ羽ノ一〻）二重下括の時指貫の下ハ用之云〻又衣服弁覧
云下括の時ハ下袴ヲ表スト云〻下袴ノ形束帯ハ表袴の下ハ
表る赤大口のゆ〻但ゆ〻ち入らぬ〻てゆ〻ち入る袍穴あり両股の

間ものすそ近堅なるつゝこゝぐ重なりてあり括あり腰紐ハ
右の脇より後ろ紐つゞきてあり下袴より腰紐ハ短く出る
別して記〻は元服記は下袴と腰紐二ツを指貫の下より出
用〻ゆゑ趣〻〻ハかゝ不審〻あり後学あやまりもめ
二ツ並べて記せ〻や猶追て可考

一退紅の事官位〻部は記し〻也

一裝束の云る袴袖と云ハ袖二幅半の内袖口の方の一幅を云〻又
ちぐりとハ大頸のこと〻又頸とハ領のこと〻

一絶衾と云ハ裝束のたけを云〻のたけとひと〻せを云〻
寢具裝束抄に絶衾支なり とあり

サイをバきゝみて
ちぐりジャクをハ
ちぐりてまもり
右目のこと〻

重複

白大口ノ如き袴也云〻腰次トハ下袴より短きもの〻は袴の名
をいわて腰次ト云〻ゆゑ裝束要領抄云下袴本儀綾あり
下括の時指貫の下は用〻又腰次とハ布の袴也上括の時
用〻是も単衣等をもちゆる時のこと〻云〻是下袴と
腰紐ハ二品あり一品は兄〻〻るハ誤也

一下袴裝束要領抄云下袴本儀後也十五歳以前の人濃色
紅ノ事〻今フジカ子ブメナリ 十六戈後紅長年の後白色也文定多あり略儀
また近代平絹羽二重ノ〻下括の時指貫の下は用之云〻又衣服令覧
云下括の時ハ下袴ヲ着スル云〻下袴ノ形束帯は表袴の下な
ゆる赤大口のもの〻但ゆゑ入らぬ〻もゆゑ入る袴穴あり両股の

間ゆすり迫聖ゆるくこしびき重ねてあり括り腰紐ハ
右の腰ゆ結ぶ所ハ紐つぶきてあり下袴より腰紐ハ短く出る
別して知〻ハ元服記ゆ下袴と腰紐二ハを指貫の下ゆ著
用しめふ趣ゆ〻ハ不審なり傳聞あやまりなるべし
二ハ並て記せり〻や猶追て可考

一退紅ゆ官位〻部ゆ記し〻也

一裝束の出ゆ端袖と云ハ袖二幅の内袖口の方の一幅を云又
はぶりとハ大頸のゆ〻又頸とハ領のゆ〻

サイをバもみて
ゆメジヤクをハ
ゆどりてゆむく
名目のゆ〻

一繩著と云ハ裝束のたけを長くのたけとひと〻もゆを云
寢輪裝束抄ゆ繩著ハ丈ハ長サ

不動ケサ聖護院
流ニハ糸ノフサ
ヲ付ル出羽ノ羽
黒流ニハ金ノリ
ンボウヲ付ル三
宝院流ニハ輪ゲ
サヲ用也
夫木抄ニ衣著
大臣みそ〻
こけぢをつくふ
山ゞ〻のすゞう
けゝ衣袴ゆ〻
字治拾遺巻一ノ
六条〻ことの外
小色ゆ長きゆ〻
めの衣のみ〻
きゆ不動袈裟ゆ
け木綿子の念珠
の大なる〻ゆ〻
けゝゆ法師入き
てゆ〻云〻

一山伏のもゝ引と云ハ裝束のゆふハあゝず衣の名〻聖護
院流の峯入の時ゆめさるゆ〻もゝゆけの法ゆ〻ゆふハ白き
色ゆ染る麻の衣〻とゞ猟師のあゆ〻云 袴ハ旅の衣ハ
もゝゆけのとあり義經記ゆ七ゆ弓山ゆて出家の条ゆ
衣袴ハ腰をいだきあゆ〻れバ出さん所もゆ〻とゆ〻まひゆ
むさ〻ゆ人のむづる者を守てもゝゆけを〻ゆきんいゞき
ゆ〻ゆ〻ゆ見もゝゆけハけさの色ゆて袴ハ袴ゆ法也 裝束ハ
不動袈裟といふものゆ〻ゆ〻ゆ〻ゆ〻頭巾といふゆ
ハゞきんのゆ〻ゆ〻ゆ〻とて義經記ゆ七判官流ハ國流の条
ゆ判官流ハ法ゆ出る人おゆ〻ゆ〻れハゆ〻ゆ〻ゆ白き

太平記巻三大塔宮熊野落の事云宮を始め奉て侍供の者ども皆樹の形よ笠くゝけ頭巾眉まゞ責云〻

小袖二つはやとず身をるぢまろのくさびくゝぶ大口むくゝ手多をいくるもちる時きの衣のくるときん目のきまぞひけくゝぞ頭巾

とあり又無蔵人大せんぶまちまれば袖こぢくあるだゆゝ

はかちんのはぎきはごんばきいて袴のくりあるくふゆひて

新家あるの長ときんをぞさげくりなとなり古のときんハ今

の世の山伏どものぐるあとハ形遠くり職人尽歌合の絵出佐光信の画

に見へくる山伏のときんなり

古画ハ見へくるトキンも皆ゆきくトキンハヅキン也板代ハちいさくくて額は置あり

職人尽の絵

今時猟ノ上ニ大小カヲサヌニ草ニテ腰アテトヲ云物ヲ佩リテ用ル也是ハ古ハ無之ハ近世ノ物

一又相州遊行寺の什物一遍上人法伝記の絵も出佐の筆也その

絵の図然哉権現の出形を山伏姿ハ長ぐきたるときんハ

形右のゆくゝかゝて耳のおゝ面の頬の廻りよりトキンよりかりて廣く

平き紐のゆくゝかゝる物あり其の長サ是ハすでとゞく移也是ハ長

トキン頭巾と云物也と伝信ハける由山岡浚明説り結り義復記ハ

判官小國義の象無蔵山伏姿ハ成しるを書るる新家ハ

の長ときんをさげくりけるノ紐を云トルトハあといえり然肝すてて

長ときんを用るるなる一伝のれも今の世のときんとハ遠くり

腰当と云ハ忌服の形ハあくず毛皮も裘皮のゆく作り結を

付てりしろ腰ハあて結を結ぶ是を引裳と云引裳のかゞち

作く古キ書ニコシアテトアルハ共衰ニテハ無く引あノすく

委細ハ調度の部引補の箇条に記し置也見合べし

一 狩装束ハ鹿狩（シヽガリ）の装束也狩にハ袖なしを（今時鞆る袖と云なし）着する由小笠原長秀の記にミへたり箙（エビラ）ハ鹿箙（シヽエビラ）一名狩ヤナグ井を負ふべし同記にミへたり矢ハ征（シ）矢（サ）一名野矢（とも云）を用又征矢（ソヤ）をも用行縢をもくべし并蚕を忌し笠をかぶる事曽我物語にみへたり狩の笠ハ竹がさと曽我物語にあり竹笠と云ハ竹網代（アジロ）笠なるべし十郎祐成が竹笠ハもよぎ色ひのうら付たる竹笠五郎時致が笠ハうすむらさきうら付たるなひせうもんの竹笠工藤祐経が笠ハきんしや（シヤ）にてうら付たるもんの竹笠河津三郎が笠ハもえぎうら付たる竹笠と曽我物語ずんん見えたり弓ハ重藤せんだん二所藤吹よせ藤と同物語に見へたり

三議一統ニ云狩場の人あらハ袖なし次の裄をきて草袴袖細又肩衣にても不苦又云舎人の出立ハ上下又ハ袖細也 義輝御元服記ニ装束袖細草袴行列云々 貞順豹文書ニ云袖細ヲ用ルキンシヤ類用ル了不寸有之云々

何色もぬりたる皮を巻きたる

一 袖なしハ素襖の袖を細くさきなどにて縫たる也たとへ服の下をも縫ふなきさえ三議一統なとにも不見ある古き絵にも見えたり是ハ両袖なきもの也又云袖細くして狩に着たる事も忠高忠興書に見えたり右の袖を細くして籠手に用たる也両袖細きをも狩に用也（小笠原大双紙に見）

一 傍続（ズバツヅキ）と云ハ小直衣（コナフシ）と云装束の事也公家に用らるゝ物なり

一 年中恒例記に公方様は傍続をめしたる由見えたり（装束図式、諸書にあり）

一 裘袋（キウタイ）といふ装束を知らる人少し東鑑巻五十（文應二年正月廿六日）云

今日和歌御会始（中略）右大弁入道真観（裘袋）とありて裘袋を

宮躰(キウタイ)とも書也三光院内府記云法躰裝束等之事參内ニハ
宮躰下ハ指貫上ハ如祀著袈裟 鈍色(ニビイロノウヘノハカマ)表袴香ノ重ヲ衣香(コロモ)ノ袈裟擅(ヒ)朝
或持念珠(ネンジュ)大納言ヨリ參議迄ノ法躰ノ人ハ著用之由ニヨハ
素絹ノ二重袴ヲ著スヲ云ト 裝束抬要抄ニモ西三条家ノ抄ヲ引テ右ノ趣ヲ記タリ西三條家ノ抄ト云ハ即三光院内府記ノ写也
一裘代ハ法皇法著ヲ外法門ノ方著用ヲ尚所ノ糸内ノ所
のこめきるを由 褻(ケ)の服(ツヲ)ハあぶ衣裘代とハ裘(カハゴロモ)を代(カエ)る
意ヲ云ヘ 裘ハ毛皮ヲ以て縫る衣ヲ隱云ヘどの名ヲ云ヘ
一裘代一名素絹(ソケン)の衣とも云但素絹ハサウガウ有ヘ光の襟(エリ)也
貞丈按素絹と云ハ織文ヲ無き生絹ヲ縫ヲ也云ヘ文ヲ

故素絹の裘代と云

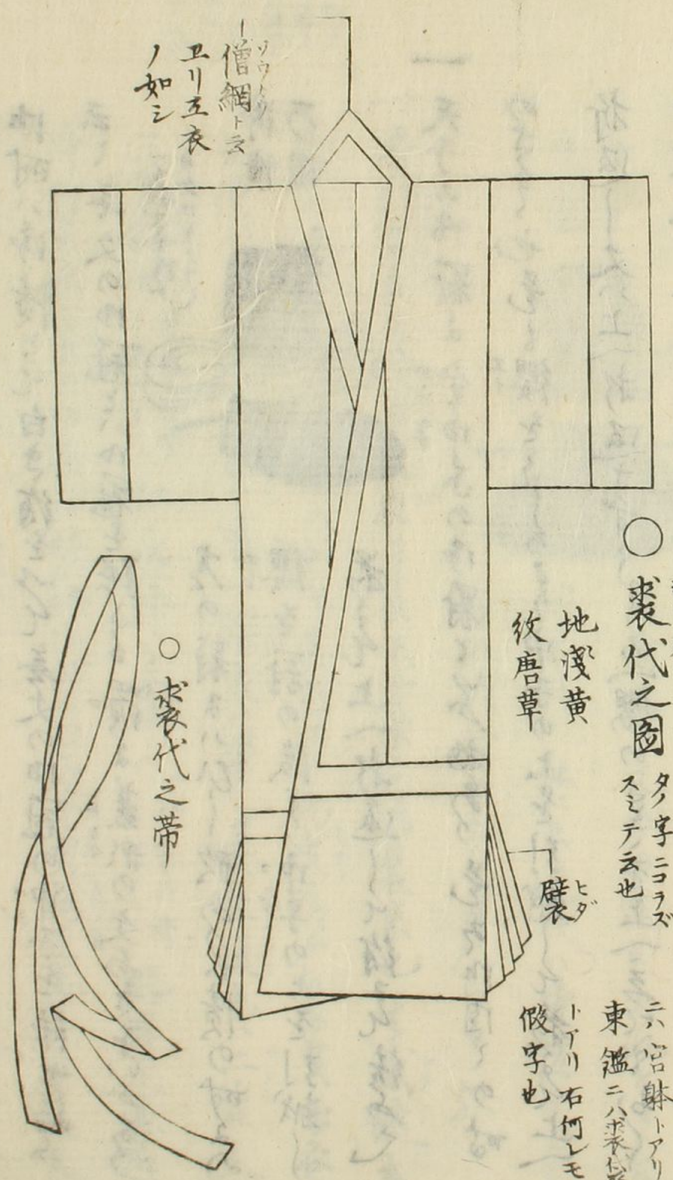

一天子の沛冠（カムリ）は沛幘（シサク）の冠と云物あり裝束拾要抄に云沛神事（ジンジ）の沛冠は沛幘とて白き絹を以て奏文の巾冠の巾子（コシ）を結せ張る云々奏文の巾冠とは巾冠を張る羅（ロ）を菱形（ヒシカタ）の文あきをいふなり

沛幘乃図

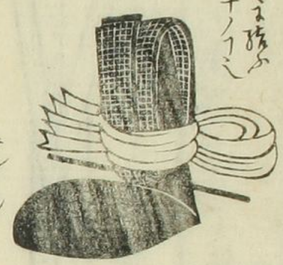

巻の冠はひ〳〵形あり幘の所は纓（エイ）を冠の後より巾子（コジ）の上を引越し巻て上へ折返して結ふ

一天子の沛冠は金巾子（キンコジ）の沛冠といふ物あり是は内しの時めさるゝ也是も纓をうしろより巾子の上を引越して巻て上へ折返し〳〵又は上へ折返すずうしろ〳〵纓のさきを上へ立てさゝ〳〵掛帽紙を合せて面をもて金箔をだて中を切さきて巾子を

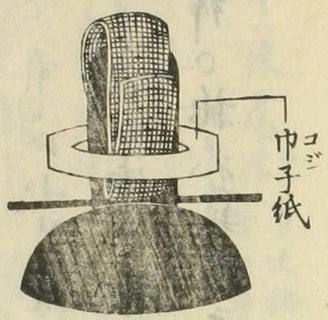

入て纓を巾子まもるさき置也山科家高倉家すべての遠めはあれとも大きさ同し扱之私に云近代は沛幘を用ひられず金巾子を用ひらるゝ歟

一沛引直衣（ヒキナホシ）又は下直衣（サゲナホシ）云天子常の沛裝束也宝蔵経に常の直衣のめくれ後の裾も甚長〳〵也曳（ヒキ）張ふ故也曳直衣云々奏（モン）は白綾（アヤ）文（コアヤ）は小菱裏は縹（ハナダ）或は紫（スジアヤ）裏は生綾色は二藍文也三重襠（ミヘダスキ）也裝束抄ノ趣なり紅ノ張袴をめす女房の袴も同し野宮定基張袴

沛引直衣と紅ノ張袴ヲ召女房ノ袴ニ同シ長袴之太平記ニ紅ノ沛袴ヲ切テ為直ニ玉ハリシトアル沛袴也

沛引直衣襲（クヘ）の巾服は禁秘抄に曰奏（文名）小菱（色名）横の裏夏単之文如臣下沛スソ甚長くて被曳（ヒキ）沛引直衣と称ス歟又○

山科堯言卿ハ引直衣直上常著ハ袴三重襌（文名）ノ綾染（色名）二藍冬
白小葵（文名）ノ綾白粉張常ノ直衣ノナドヨリハ長クシタル物ノ裏ハナダ（縹）
或ハ紫也○高倉永福ハ云ハ引直衣冬白綾ハ文小葵夏二藍
三重襌或ハサゲ直衣ト云　右ノ三卿ノ説ハ新井筑後守源君美在京之間三家ノ問ヒタル時三家ハ答ヲ記シ玉ハリシ書ニ見ヘタリ

一小口（コクチ）の袴の事　西宮記云小口ノ袴冬ハ主上著之深紅ノ綿或ハ之
〳〵てあそばすハ小口の袴とや物をめ
さ〳〵れさるなり○侍中群要云小口ノ袴ハ指貫者紅染綾
也或ハ綿○桃花葉云小口袴　紅梅頗濃色（コキ）指括（スフ）如（シ）

物具抄ニ紅梅タテ紅ヌキ白トアリ是ハ紅梅花ノ色ヲ以テ織也

大葵ノ莖高サ五六尺モアリ小葵ノ莖ノ高サ一尺六七寸バカリアリ

一紅梅ト云色二品あり上代ハ紅梅ト云ハ紅梅ノ花ノ色也
梅花の色也後代ハ紅梅と云ハ桃色ノ濃きを云ハ紅
ヲ色を云〳〵織タルハ緯（タテ）糸紫緯（ヌキ）糸ヲ以テ織タル源氏物語
あどなハ紅梅の花の色と心得〳〵
一綾（アヤ）の文ハ小葵と云文あり葵ハ大小あり大小共ハ花も葉も同く
て五月ニ花咲く鬚栗（ケシ）の花ハ如此葵ハ花も葉も如此大小共ハ花
ハ緯ニすあどあり小き花ハ緯七ハ糸などもあり是小葵ハ俗
ハ殘あるひと云大サ殘などある也　此の花あり
一裝束の書ハ穀（コメ）とゝ物あり是ハこめありとゝ物ゝ羅又ハ紗（シヤ）

のぐひまて目のすきこまるすき機あり生糸なり織也

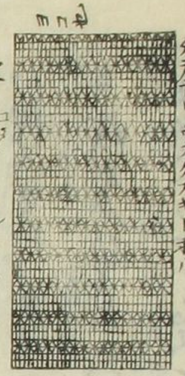

タテナリウスクスキトボル

此織こまる物糸目目ぬけまてもみ糸の形のぬくあるゆえこのありと云也穀こめ字也穀これハ立てのこめの字也

めはこまるもの亀甲のぬく

一固文浮文と云ハ文とハあんごくのあり彼の文を糸をもつぬ

てかくこまるを固文と云糸をうのうて織こまるをうけ文と云

也うけ織ると云也

一浮線綾と云ハ綾の名也線ヲ浮ムル綾とよこて織紋の線を

うのべて織る綾也即浮織の綾の異名也

此紋を浮線綾の丸と云ハのり綾よあく紋を

織るゆえ紋をさしてのせんアやうの丸と云ハ

たるゆ古ハ紋のこまるも限ずの紋を織

ゝ也古今著聞集ニ永正五年四月廿二日の絵合

の条にあでゝこのゆせんアやうよ外の花ぬひさうけるとあり是ハ

あでゝこをうけ織るゝこまる綾のあを云也又伏見院宸輪裝束抄

ニ上ノ袴此年ノ人浮線綾ト称シテ白浮織物文ハ小石畳ト云是ヲ霰

其中ニ有窠文と云丸ハ

一二重織物又二倍織と云ハ織物の上よ綾ある綾也を云也桃夭

物ゝ書

藥葉親王山裝束の条云指貫濃紫二倍織地地文亀甲上文白浮線

二重織物の綾文をハ地文ト云ヒ紋文をハ上文と云ヒ常ハ綾の文をハたゝ文とぞゝ云

衣名
虫襖 表青黒ミ 裏花田
比金襖 表青黄 裏蘇芳
是モ藤葉ニ見エタリ右ノ襖モ青十リ

綾文云〻是ハ濃紫色の綾ハ亀甲を織アらるゝを亀甲の織り文の上ハ白多ク浮線綾の丸を縮ひさるを也法書苗用抄云公方様軍陳の日袋ハ織物ハきうの丸を三有ハ有〻れゝ丸ハ白地ハ赤きうハ白紫ハむらさきもえきゝ云〻重織物とハ二ツ織物の多ある〻〻桐の丸を織物の上ハ縮物ハ〻〻るある〻〻

白襖と云色の多胡曹抄ハ白襖水色とかゝ以外も襖の字付〻る色ハ皆多〻ある色と心ハ〻〻襖ハ多の字の代ハ用ひる也元来襖ハ裝束の名也あらハす色の名ハ非ず然れども古ハ文字の吟味もあ〻多の字の代ハ襖の字を書るる也

一縮線綾と云ハ古裝束ハ用ひ〻綾ハ縮線綾とゝ名あり又志〻羅地とも云志〻らをまぜて織アるゝ志〻らとゝ云ふ縮の字ちゞまちゞまるゝむとも心地ハちゞみを織るゝ以志〻らのあきを熨斗地の綾と云心裝束の出ハ志〻ら地の綾と云ふあり

一熨線綾と云ハ熨〻しアる線アして織る綾也熨の字の心を思ふ精〻〻金を入るを云心糸の〻〻〻ハ金を入れ極上の糸ハて織る綾を熨斗綾と云心

一奥綾の多奥陵奥竜ハ〻〻古記ハ見ふ桃義慈葉ハ魚陵注ニ山地名トアリ此ハ説のめ〻ハ魚陵ハ深色の名とゝ少ハれど志〻〻ハ誤あ〻〻〻平治物語ハ〻〻ハ生年十九歳袴ハ名魚綾のひゝれとあり参考ハ袴ハ色を袴ぬきとかれた

光大曰或説ニ云奥陵とハ今の世あやこ池と云綾之事にて是八奥の字の誤りなる也奥のはなで織るの名なるを陵と云ひて奥綾とも書く此説も然るべきか記之

凡そ練色といひて次ニ奥陵とかゝれたれハ奥陵ハ織物の名なるへし盛衰記にねり色の奥陵のひたゝれあり又同書ニ唐襖の生絹魚綾の直垂あり唐襖ハ唐織之色を合せ着るに色の名ニハ何れも織文の事と思はるゝ也 壺井義知ノ説ニ魚陵ハ御料也天子着御の御料といふ事なくしといへり是ハ胡曹抄ニ奥陵山鳩色といふ説によりて文字を作りたるも用ひがたし或説ニ奥陵ハ奥浪也浪ニ奥の形を織るおもむきもあるべしといへる証拠もなき推量の説なれハ用ひがたし 抑奥陵ハいかなる織紋ぞといふニ詳ならず知りたる人を考ふべき也 ([illegible])

枕草子にきこえたる物の色なきぬの色なるとていつれもきこえずげなり中にねりいろのきぬといふをきゝてあけたりと云ハうちきゝえてよまれたるなるべき也

一 練色(チリイロ)の事 明月記ニ云文暦二年二月九日春日祭(中略) 行光白織程練色 東鑑巻四十時改ニ以前添装束ヲ練色水干 著ニ素服給フ其外古記ニ多名出されたれども諸の装束抄ニ其名を出さず其説もなし

貞丈按るに 餝抄下 鞶黄椒の条ニ云仁安二正二臨時客(リンジノキヤク)

練色を青き色と云ハ枕草子春曙抄北村季吟が説也出所を記さる説也用べからず

或秘記曰尊者左大臣経宗 黄椒下重面薄黄如練色裏濃黄

赤色云々 此文ニ據(ヨリ)て考ふるに練色ハ白くして少し薄黄(ウスキバミ)なる色也 愚説ニ絹を練りたる白きまゝの色をいひ或ハ赤き色なる云ハ出所なし 餝抄の文を證とすべし

一 練薄物(チリノウスモノ)とハ緯(タテ)ハ生緯(スヽマキ)ハ練(ネリ)織物なり 殻ハこめのごとくなどりて織るなり 緯の字を略してさうと西三条装束抄ニ見えたり 縠ハこめあみのことなり

一 ぼうたん色の事 牡丹(ボタン)色也清少納言枕草子ニ ろうだいのまへに 露台 禁中殿舎の名也 うへられたるぼうたんなどのをかしき事なども

あり北村季吟の抄ニぼうたんハ牡丹之事なり按ニ蘇芳葉枕衣の色異説の内四月の衣の部にばうたんかさねて白うらお播かさねもあるを云々 薗中四記ニ四月ニハぼうたんをも

物のゝ袴ゝ（続貫のゝ）まぐ赤ぬひあるどゝそう赤くして
めゝ白き孫賞ゝ孫のゝ白き孫賞ゝ孫のゝをけるを云右あ也を以
考ゝよう和名を四月ハ紅ゝうんと云也

一蒲萄（エビブウ）傑の日本紀天武天皇十四年秋七月乙巳朔庚午
初定（テ）昔ノ位ノ名 冠上 明衣巳丁進位己土之朝服色 中畧 冠上 追位深蒲萄（コキエビ）進 冠 位
淺蒲萄（ウスエビ）○衣服令白九服色者白黄丹（ワウタン）中畧 蒲萄（エビ） 義解云蒲
萄若紫色之最淺（モトモウスキモノ）若也 貞文云是淺蒲萄也 ○延喜縫殿式云蒲萄ハ
綾一疋紫草三斤酢一合灰四斗薪四十斤帛一疋紫草
一斤酢一合灰二斤薪廿斤○按紫色ハ今世京紫と云色
也蒲萄ハ今世江戸紫ト云色也草花ノ色ニタトヘテ云ハ花

蒲萄

和名抄 ブダウ 衣比加豆良乃義

菖蒲（アヤメ）ノ花ハ紫也杜若（カキツバタ）ノ花ハ蒲萄（エビイロ）色あり 京紫ハ赤気ありて江戸紫ハ青気あり
蒲萄のるを今ゝ色をたゝと云 濃紫（コムラサキ）ハ色を元びてめと云 ゝだゝの実も紫色あり
是ハ禁色（キンジキ）也二位以下の人ハ濃紫ハ色ハ一位の人の袍（ハウ）の色
の袍を忌也 淺紫と云ハ濃紫より淡紫也 禁制二位三位の人ハ淺紫
のゝ色を忌也 淺紫より淡紫也 禁制二位三位の人ハ淺紫
首水色 桂ゝと云題を原仲西のゝ歌 たゝれすむ山ト云
のゝ色 元びゝめの色ゝ 元びゝめの色ゝ
一麹塵（キクヂン）と云色ハ萌黄（モヘギ）の黄のゝある色ゝ 俗ニキチン色ト云
一海松色（ミルイロ）ハ緑色（トリ）ゝ黒ゝある色を云木賊色（トクサ）も同 俗ニアヰミルチヤト云フ色ナリ

一 朽葉と云ハ黄色のうるを也 俗ニキガラ千ヤト云 青朽葉と云もあり
黄朽葉と云ハ赤ゝ云朽葉色ゝ

一 羅の織目

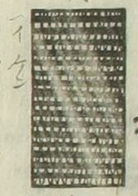

緯ぬき一文字縦ぬき ひゝゝ

一 裝束抔ゝ平絹となるハ今世俗ゝ羽二重と云物ゝこれ裝束の変
ゝ用るゝ又立位等の袴表袴抔ゝ用ゝ

一 冬の裝束ハ絲糸ゝて織ゝ夏の裝束ハ生糸
絲ザルトリゝて織ゝ

一 笹形と云裝束の文の名目抄ニ云笹形ハ定文様裝束ゝ可
多下襲用之 ハ定文下ハ何ニテモ笹形ニスルナリ 台別記久安四年九月廿五日
敕使 禄之中ゝ萩笹形織物唐衣トアリ又管見記ニ云喜禎

治承三年三月三日山槐記云右衛門權佐光長朱漆一斤深立烏帽子トアリ

室町殿行幸記二後文ト書タリ

三年四月廿三日八幡行幸三位中将實雄著松重下襲 松重
文笹一松重ニハ松枝ヲト見タリ笹形ハ四方ある圍の内ゝ草木の
形 一笹形ニスル也
花葉の類折曲て文ゝ分也何ゝ定ゝるるあ〳〵 畧説ゝ笹形とて文様ゝ有き笹の
形◇ゝ此ある物を分ハ古の笹形を知ゝすゝゝそこゝる
推量ゝて抔ゝるゝ用ゝるゝあるのれ

一 一斤深ゝ 一斤深大一斤を以ゝ一匹の絹を深ゝるを云あり保元
物語ゝ安藝判官ハ一斤深絹ゝ白ゝの狩衣ゝゝ

一 斤色ゝ 斤色ゝ当世斤色ゝと云ハ練ゝ事也色ハ何色ゝと限ゝず
練の地質目地位の宜〳〵きを片色ゝ云也

一 ゝゝゝの織物ゝ室町殿行幸記ゝ云ゝゝゝの織物一斤
ゝ何ゝ又太平記中敵ハ金象征夷大将軍正二位大納言源

一説 女房故実第二 三四月一月の頁ハ すゞしきんのあり もの等もすゞし ゆんそい

表ゝ從フ字ハ皆 サドノ大意也 枕草紙にも すゞしの袴あり 袖かゝりきんすゞし もんきもとて又 永享抄筆記ニ云 上﨟ニすゞしきぬを ゐきん綾織文衣 内付衣すゞしきん 一重綾ゝ

朝臣義詮卿ハすゞしのすゞしきんのあり物のすゞしきぬまとひのきぬを出し也ゞの本衣也又當中旧記ニ云四月一日ハ小袖すゞしきんのあり物のおりさんめし出バおりさんのたゞひとへにてゆとありすゞしきんとハ綾の事也綾文(レウモン)と書(リウ)(レウ)音通ずるゆへ綾文ト云ハ平絹(ヘイケン)に對していふ也 平絹ハ合ニ云物二重ナリ 綾文ハ地あつくして糸の織方高くある故糸(イト)で麥(ムギ)に似(ニ)たる處あるゆへ綾文と云平絹ハ地平にして極上の絹也有文を綾(アヤ)と云世にいふ文を平絹と云し裝束抄にもいへり枕草子にもすゞしの表袴(ウエノハカマ)と云事あり すゞしきんと云ハすゞしきんの織物なるにて綾(レウ)と云ハ綾にして浮線綾(フセンレウ)縫線綾(ジュクセンレウ)と云も綾の織方にての名也

この大将殿とハ花園左大臣有仁公也父ハ輔仁親王也後三条院ノ孫後白河院ノ御猶子

一 裝束におもと云事ありおもての衣などの類之是ハ布(キヌタ)にておもて光を出しゝる也後世ハ板引(イタビキ)よりしても古の法にまかせておもと云之単と て裝束の内に在る単ハ表着ハ板引を用る也

一 板引(イタビキ)といふハのりをぬりの板に絹を糊(ノリ)を付てもみ付て能干して引はなせバ光出る也 蝋をぬりてもめしをぬりし 平絹モ綾モ板引ヲスルナリ

一 引倍(ヒキヘギ)文ともひと云ハ板引の事也 板よおりて引へぐす故引倍ぎと云

一 瑩(ミガク) 瑩ノ字ヲ略シ用ユ 又あらうす 瑩ノ字ヲヨウトヨムト云ニ似タリ とも云ハ張る絹を貝にて光りを出すを云也

一 衣文(エモン)の始の事 裝束ヲ付ルト云事也 續世継物語巻八[illegible]の巻ニ花大將殿ハことの外すゑもん(衣文)をぞこのみ給てうへのきぬ(袍)などのすそのきみじかきなどの[illegible]

こまのふちをめぐらしてその内をまぶれぬりの大さ昔はあるのみ
ちくでさしぬきもあぐのふくて元服しもこまくぬるみもちのうの名あるべ
この内をそさびたほしきを殺めき元服おとなくかくて侍るめれ白河
院はさうでく美る人あどをのづうひきうろうひあぐし給ぜけ
れはさいあるこの内をと受伝しいのうふくる世のあぐん云こ神皇
正統記は多羽院は容儀めでたくまくければきうをを好させひ
ろうるも裝束のこそくなり元服しのひるあど云るも手法より
出来るき花園の有仁の大臣又素服ろ人まて作あはせて上下おな
じ風するあうよけるとぞやける貞丈云衣文と云るの略まうざるまし昔は
くとして右ぐしもかくぬるるのはあくひるあれまあぐる
やううまて今世のはきんのめくまてあうしとあり

一 紋を丸の内を画る永正年中立雲富を画し諸家紋は紋の
外を丸を画る為く又左うの画紋の外を丸を画くるの対まう
人の好うまるるまやや室町殿の紋は五七の桐まて丸あり是も諸家
紋をこうう宗家双殿を公方様は桐はは目貫丸の内つぐ
相蛇付又云公方様は桐はは目貫花のぬく丸を相やきうけ又
所御殿は目貫丸の内相蛇付とそうこれをこれは丸あき
紋も略るまうて丸をあるるもあうしあるべ諸家紋を浮津
氏の紋十めはあり何のようり丸の内を菊勢もあき十文字
まあうしも

一 揆練(ワイチリ)こうの源氏物語初音の巻をひるもあくまきくい祈りの

さびしくなるに因なる木の葉にきよげなるをあはれなる
志るきらは袴なとにて業記拾遺は裳着の老はいやきさまじる
女ごろもきらいねりきせてにて　掻練と云は袴の下の生の絹に
對して練る絹を掻練と云之掻字は虚字之掻の字は何の心も
なしただ詞にしたがへば　紗くと云事をかいなでと云　破るを云事を
かいなでと云　絹をもとむる事をうひこむと云　付るをふるをかい付ると
云なり也紗れば古代の絹は練りたる絹の事を掻練といひしなり
徒の装束抄などにも掻練を紅き色の事としてさまざまの説あり紗れ
ども色の事にはあらず練りたる絹の事也白きらい粉り黒きらいね
事とあるを以て知るべし　又業武記に日記に
らいねりはくれなゐもあり色は何色にも染べし

一装束の下は着る衣の事白衣之束帯の時は天子より臣下

まで近ごろは着る衣也　下着のとはいろいろさまざまなるもよまざる　其の色ある衣は下の衣の色を色とす　くして一つきさるゆゑに見出るなし　衣冠の時は三位以上は二る色の四位以下は下着の色之
當色とはいふに二ツあり一には位袍とて位階に相當の色を云なり
位袍とは一位深紫二位三位浅紫四位深緋五位浅緋六位深
緑七位浅緑八位深縹初位浅縹是令ト云書ノ中衣服令ノ定法
ナリ是ヲ當色トモ云べし　二には禁中にて公事を行はるる時に役を勤る者に
装束を公より配り當て賜る事ありそれを當色と云之諸抄
に舞人の忌紐付糸ノ条に云仁平元十一廿五秘記曰臨時祭舞
人隆長少時青摺私ニ調之當色頸紙不合期故也　下略　又摺
袴ノ条ニ曰以テ公物ヲ著用ス之但下襲袴津賀利糸ハ私用ヲ意之云々　中略　仁
平元十一廿五或秘記曰舞人隆長少将摺袴　當色津賀利濃袴　組私ニ備之

餝物舞人下襲付半臂ノ条ニ云同可用公物仁安二三臨時祭政殿勤仕舞人給也或世年結構之人私調之著用非無先例同首書日仁平元十一廿五或記曰臨時祭舞人隆長半臂当色下重

私ニ儲之当色ノ袴兼悪之故也　此文公物ト云ヒ又当色ト對シテ私ニ儲ト云ヘリ

然レバ当色ト云ハ即公物也此文表ヲ以テ案ズルニ其役ニ付テ公ヨリ配リ當テ賜リテ装スル服ヲバ惣テ當色ト云ナルベシ案式部日記栄花物語等ニ上東門院御産ノ事ヲ書ル幸ニ宮ノ下部ニドリノキヌノ上ニ白キタウシキ着テ御湯参ルト云ヘルモ公ヨリ賜リタル白キ袍ヲ緑ノ袍ノ上ニ覆ヒ表タルヲ云也御産屋ニハ白キヲ用ルヲ故公ヨリ白袍ヲ調ジ賜リタル也サレバ白キ當色ト云ヘル也如此二品アリ一ツヲニハ非ず武家ニテ召連ル白張表タル中間ヲ當色ト云モ主人ヨリ白袍ヲ調ヘ玉ハル故當色ト云ナリ

一

浄衣ト云ハ白キ狩衣ノ裁縫替ル事ヲ布本也或ハ生絹ノ是ヲ表ス衣単ヲモ如此ノ事ヲ多ク狩衣ノ如ク白張ト云ハ別ノ白張モ白布ノ狩衣ナレドモ是ハノリコハク張ルナリ衣単ナド重ルコトハナシ

一

褐衣ト云ハ随身ノ善キモノ服ノ闕腋ノ袍ノ如クモノ裏ノ腋ヲ縫ヒ合サギタル也彼ヲ蚕絵ト云ク掛ル孔雀等ヲ表ノ形ヲ付タル也一説狩衣ノ両腋ヲ縫ヒ合サギタルガ如ク又古書ニ褐冠ト云フアリ是ハ褐衣ニ縫付キタル冠ヲ云ヘリ後ハ馬尾ニテ扇ヲ開タル形ノ如ク作タル物冠ノ両方ノワキニアルナリ

又云小袍ハ堂上元服之日被冠ノ人著用之スル也

一

小袍ト云フ宗雅卿記仁治二年正月昔今上階下御加冠ノ日也次召内蔵頭顕氏朝臣著當色ノ注云唐衣袍面表内色無鰭袖云ヒ台記久安六年正月能冠右中弁光頼朝臣著紫

小袍云し小袍と云ハ常の袍を謂す袖一幅にて端袖なき也

小袍と云あり　袖口ノ一幅ヲハタ袖ト云

一　指子（サシコ）と云ハ平絹の指貫也サシコとハ指貫の小袴と云あり

今世有文（ウモン）あるを指貫とつひせとあるをバ指子と云て差別を立るなり本ハ一切也有文とハ紋（アヤ）ある云文とハ紋なきを云

一　袍（ハウ）の襈（エリ）を入紐（イレヒモ）と云あり古ハ袍の襈を入紐を付ず人の知ぬ

事なり江次第内侍細記篇を元日に内豎所来立仰云召（セベ）式の司

兵乃司二省参来立（注）云近代昇殿階不可然壇（ダンカ）下置少石

踏之昇也仍此日二省参表衣襈（ウヘキノエリ）放紐（ツ）ラ　又古今六帖組草枕

結ぶと忘れまし〳〵そこなけざるまゝハ下の紐ひも云し今の

袍ハ領（エリ）のまゝ入紐あり古の袍ハ襈のつ所まも入ひもあり襈とハ

もてなる横幅なる歟〳〵紐をとり〳〵入るを入紐と云なり

一　細長（ホソナガ）の事童子童女とある幼き時ハ着用せらるゝ也女官

餝抄云素服（ワスハ）歟上ゝ細長を着る也皇太子幼童の時云着

白綾物也源氏水原抄云未通（オトメ）女の着る物〳〵云し狩衣のゝ

ゝこの指なたて〳〵三もゝ〳〵ぢろ〳〵　身一幅袖左右二幅を縫（さ）て三もゝ〳〵ぢろと云　紐

をたゝる也延慶四年園大暦云所細長は身長四尺五寸は身廣

六寸五分所大頸（上四寸三分　下四寸七分）所袖引立一尺七寸所袖弘八寸云〳〵

又公賢公日記云細長身一幅袖左右各一幅すて身の長

四尺四五寸袖の長一尺六七寸の由見〳〵たり服餝漫語ハ云

引立ト八袖ノ長サ也

細長の事二方有女房のきぬ小袖の上に着る物なり小袖の
めくりたるあるべしのあき物と童の装束に細長といふは陸
王らくそんの袍のさまにして水干の掩領（えり）に長き紐付たるなり
云々又源氏水源抄云若きんだち女御殿のときなどきも
着用するなり女房装束抄云用細長の時不用袿（女子の時ノ事）袴ホ云々女
房の着用する細長はおくびるきと幼童の時に男童用する細長
はおくびあるもの也又別あり又保元三年正月廿九日兵範記云
関白殿才三若君沛元服御装束細長袍指貫ヲ召云し
男子之時ハ細長ばかり不用貴ヲ用られず女子の時ハ袴袴をぞ
用られず男女ともに着用差別なし

一練（ねり）の事 彩野問答云後絹（ヤヤキヌ）を練（ねり）と称し不練ハ生
まといふ練貫（ねりぬき）ハ生の糸をたてにして練る糸をぬきとして織る
絹を練貫と称して十六世紀迄ハ此小袖を束帯の下に
用ゆ練貫とは（きを見聞の彩ハ稀なりと斗略してやゆる
うつされて人ことに称りと斗中ハ於と存ぜず今世なり
と斗云ハ練貫の地乃至きを也

一武家内家の出礼雑々略云玉垂の下の小袖と別有
弩の不二有るく大きびくの時ハ必白小袖と云々 別に弩る子多
元ぎ有ぐを用ゆ 詳成ル事故実云武家の式正の時ハ大帷
食きとなる事
のもと白き小袖めしゆ又云玉垂の下まめしゆいん小袖ハあり

すべて不苦いとゝ外小袖同系あり相ゆめく有事なるに禁
裏ゝてゝ又ハ供故實云垂垂の下よめしいん小袖ハ有すべ
ゝ外條小袖ゝ苦ゝあり相ハゆめく ゝてゝ又條ゝ文也
異本云大帷の時ゝ白き小袖を着ゝ給ゝ同系又素おの時ハ何
れの小袖ゝ不苦但あり相あで着るゝハ不宜ゝ同ゝ立異
相あるハ着ゝゆすべ〳〵ゝ又奉公人婦ゝ云男の萎の時ハ
白帷子也若元ゝ別役也又ハ成次第故實云大帷の時
めしいんおる小袖白小袖ゝてゝ給ゝ同系ゝ。伊勢守
貞國朝臣の像垂垂の内衣ゝけめぎのゝ小袖ゝ花色小袖を
ゝゝ着ゝゝれし并又ゝゝゝれば武家式ゝ大帷を着る事ゝ

ハ白小袖常ハ何色ゝてゝも着用帷子の時ゝ白帷子常ハ何系
ゝも着用也帯ゝも表着ゝ同〳〵ゝの帯をゝる也

一 直綴（ヂキトツ）と云ハ入道の着ゝる相ゝ也僧衣

一 浅沓（アサグツ）ハ木ゝて作る相の木を彫（ホ）り作る也但足の甲と下二ツ
ゝて合ゝる漆ゝて黒くゝゝぬる也浅沓の形右のめ〳〵

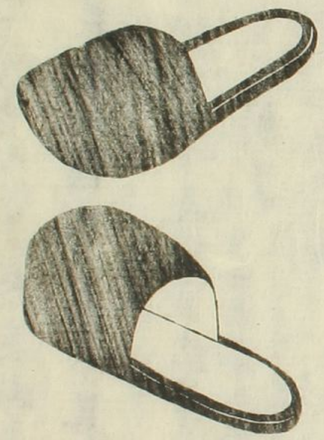

公家ゝて
ゝよはの
ゝ沓也

公卿のめしいん浅沓ハ武底を
下襲と云裝束のきれゝて
ゝる也武家ゝて ゝ何乃
きれゝてゝゝ平緒ゝ
を用ゝ

右の浅沓武家ゝてゝも武の大的の時ゝ〳〵也

一 鼻高（ビカウ）といふ沓ハ皮にて作りて鼻を高く打上げて作る物也

一 深沓（フカグツ）ハ靴（クツ）といふ沓の事也 物具抄に靴深沓同度欤云々 靴の絵図ハ装束抄図式に見えたり 略之

一 袖括（ソデグヽリ）の事 狩衣水干長絹直垂等皆袖括を付て袖口を括る也 大針小針交て刺也 今世武家の直垂ハ袖括なくして袖口のみに結を付て露と号す是古風なれども公家に用ゐるハ袖括あり露と結と云ハ元袖括の結の絵を云也

袖括ハ狩衣より起る也 狩衣も奪衣の時奪領（今の襟巾）の差る服也 袖の内きもてハ奪を括りて奴（ヤツコ）なるもの〻袖括を多くとり役（ヱキ）り高せて袖括の結を結て結垂也 水干長絹ハ庶人（庶人とハ禁中に参ぜぬ者の人をさす）の服にて袖括の結をつゝひきさらくべきなり 袖括の結を

鎧直垂に袖括あるハ古風なり

設垂る也 又公家の小垂衣（コナフシ）ハ一名狩衣垂衣とも号して狩衣の垂を垂て襟を付る物也 元狩衣より出る物なれハ狩衣の如く袖括もある也 半尻（ハンシリ）と云装束も狩衣より出れハ又同しく袖括りあり

一 昔の夜具に垂領（ヒタヘリ）と云物あり 夜具のもとハ衾（フスマ）にて四方ある物也 それを被りて寝（イ）ぬる也 天子をもしめ皆々也 あしこ物ふいろの如く欽衣の如く領袖（エリソデ）を付る物也 今世にも形垂領に似る物なる故直垂ぬぎすてハ名付るを照しなぞらへたるのみいひなハしたるゆへ畫（ヒル）美る垂領とあり 名付成〻なるべし 夜具の垂領の事古出に多〻見えたり 太の事

をよく心得て古へ直垂と云しハ夜具の事也昼も用る服を
直垂と云ハ不審也後代出来し袖有るべしと云説あるハさもあらん
なり夜具の直垂ハ嫁入に出来て衣形の直垂に似たる故直垂(ヒタタレ)
衾(ブスマ)と名付しなるべし豈此直垂ハ昔よりあり来りし也
一 婚礼(コンレイ)の時にあふぎめざぬなどに肩のあたる子持筋(コモチスヂ)とて太き
筋と細き筋を付る事今時世上法の如くに成ぬ古ハ総て
なき事也旧記にハ見えず或説に昔猪熊(イノクマ)大納言と云人
有し此人の装束にかの筋を好て用ひしを夫より世にあるの然
筋といひたり此人子孫多かりし故後にハ子持筋といへり
依て婚礼にハ必子持筋を用ると云 離れてゆかしの大納言何の
時代といふ事も知れず何の書にも見えず用ひ初しこともしらず
初め太き筋をおや筋とし細き筋を子筋として子持筋とハ云
なるべし後世の作意なるべし足利家時代の旧記婚礼式法の書
に子持筋用る事なし

一 火事(クワジ)装束と云物古ハなし火事も古よりある事なれどもまれの
事也今江戸ハ殊の外繁花にて人家多き故火事ハ一月の内に
度々あり依て火消の役人ありておのづから火を防ぐ(フセ)装束出来
たることなれも始ハ革頭巾(カハヅキン)革羽織を用ひしが次第に結構
になりて今ハ羅紗にて火事装束を作る事となりたるものも
後にハ古よりある物の様に人の思ふべけれハ是を記しおく

一凡裝束を長きるよハ先袴を着る右の足を先よりつゝ入て次る
右の足をつゝ入て袴を先よくまて扱て次て裝束の上を
着る也先左手を通し次に右の手を通すゝ扨袴のお腰をむす
次にうしろ腰をむすべし此着るる事順也逆ハ忌む事
也袴を先に着て次に上を着るハ逆なるやうなれども逆にあらず順
ぎ順ゝ天の地をもおわるなかさどり上なる物ハ下をおわるなり順
也袴を先に着ておきて次に上を着れハ上なる下をおわるなり理
あり又左より右へめぐるハ順也右より左へめぐるハ逆ゝ故に左子
を先に通し右手を後に通すなり返事ゝ袴へ足をつゝ入るなる左を先
入れ右を後に入るを順とするなり此順逆を云て順をむすみ
逆を忌むハあいまひ事なるよハ何ゝ吉凶とをるを多分ゝ吉
凶を分るハ礼也吉礼凶礼混雜せぐゝ故右裝束着る大法ゝ

貞文雜記巻之五